

(概要)

米軍機関の日本における物資の処分（改正）

本件大蔵省の主管事項であるが、物資の処分通報は、まず通産省に対しなされることとなっているところ同省内部の機構改革に伴ない、米軍機関の日本における物資の処分の際の日本側への通報の経路を変更（米軍からの受領者が輸出振興課から輸出業務課となった）する旨の合意（合同委承認日付‘63年5月23日）